

滋賀県における令和7年国勢調査広報業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、滋賀県における令和7年国勢調査広報業務委託の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名称

滋賀県における令和7年国勢調査広報業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

2 予定価格

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目 大分類：「役務」 中分類：「広告」

・地域ブロック 県内事業者または県外事業者で県内の営業所等取引の権限を委任している者
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務調達システム

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 以下、4に記載のプロポーザル説明会に参加した者であること。

4 プロポーザル説明会

(1) 開催日時

令和7年6月13日（金）13時30分から

(2) 開催場所

滋賀県庁北新館5階 5-B会議室（滋賀県大津市京町4丁目1-1）

(3) 参加申し込み

説明会への参加を希望する者は、令和7年6月12日（木）12時までに、プロポーザル説明会参加申込書（別紙様式1）を電子メールにて「12 問い合わせ先」に提出すること。

5 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し提出すること。なお、提案は、1者につき1案とする。

① 公募型プロポーザル参加申請書（別紙様式2） 1部

※記名、押印すること

② 企画提案書 5部（正本1部、副本4部）

- ・原則としてA4サイズとする。様式は問わない。概ね30ページ以内とする。審査の公正を期するため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。
- ・企画提案書には、次のアからキの内容を記載すること。

ア コンセプト

どのように「令和7年国勢調査」をPRするのか、コンセプトを記載すること。

イ 仕様書に掲げる内容についての具体的構成

(ア) オンライン回答支援ブースの運営

- ・仕様書に示すオンライン回答支援ブースについて、オンライン回答の訴求およびブース来場につながるような効果的なPR方法を含めて運営内容について具体的に記載すること。

(イ) インターネット広告の実施

- ・仕様書に示すインターネット広告について、効果的な媒体、内容、掲載箇所、掲載時期、方法や回数等を具体的に記載すること。また実施途上での効果検証と対応について記載すること。
- ・滋賀県の独自性が感じられ、オンライン回答促進に効果的な広報内容を記載すること。
- ・オンライン回答を啓発するための独自の広報手法があれば提案すること。

ウ 技術

成果物の制作にあたって、特徴的な技術の使用や工夫がある場合は記載すること。

エ メディアリレーションによる発信

強いリレーションを持っているメディア媒体があれば、媒体種(テレビ、新聞、雑誌等)、媒体名(テレビ局、新聞名、雑誌名等)、具体的な実績等を記載すること。

オ 実施体制

事業の管理責任者を明確にした実施体制について記載すること。

カ スケジュール

事業実施に関するスケジュールについて、業務別に記載すること。

キ 受託事業等実績

令和4年4月1日以降に受託した類似の業務を記載すること。

③ 経費見積書 5部（正本1部、副本4部）

様式は任意とする。金額は消費税および地方消費税込みとし、その税額を明記すること。

④ 社会的推進政策に関する書類 1部

「7. 審査・委託事業者の選定」の社会的政策推進に該当する場合は、証明する書面（写し可）を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年6月27日(金) 17時まで

(3) 提出場所および提出方法

- ・「12 問い合わせ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。
- ・持参の場合は土・日曜日を除く、9時から17時までとする。
- ・郵送による場合は、簡易書留郵便とし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、企画提案書等を郵送する場合は、事前に必ず電話で連絡すること。

6 質問および回答

本公募型プロポーザルに関する質問については4による説明会の後、以下の方法により受付および回答を行うものとする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

質問票（任意様式）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより「12 問い合わせ先」に提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年6月17日(火)17時まで

(3) 回答方法

令和7年6月18日(水)17時を目途に、プロポーザル説明会参加者全員に電子メールにて回答する。

7 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

提出のあった書類をもとに、当課が設置する審査会において、次の項目により総合的に審査する。審査の結果、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は契約予定者とししない。

No	評価項目		評価点
1	企画力	本業務の目的に対する考え等を的確に理解し、それらを踏まえて「令和7年国勢調査」をPRするコンセプト、全体の構成になっているか。	10
2	オンライン回答支援ブース設置・運営	オンライン回答支援ブースの設置・運営業務内容を的確に理解し、ブースのPRを含めて業務を適切に実施できる体制となっているか。	25
3	インターネット広告	広報対象者および訴求内容を踏まえ、効果的な媒体、内容、掲載箇所、掲載時期、方法、表示回数や時間となっているか。また効果検証および対応は適切か。	35
4	実施体制・業務遂行力	スタッフの人数・経験、業務管理体制、スケジュール、連絡体制等の点から、本業務を適切に実施できる体制となっているか。	10
5	経済性	見積価格は適正であるか。 (予定価格の80%未満の場合は10点、80%以上85%未満で8点、90%未満で6点、90%以上95%未満で4点、95%以上で1点)	10

6	社会的政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
		環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。 (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
7	その他	県内に本店を有する事業者か。	4
合計点			100

(2) 審査会

当課および関係課の3名の委員をもって設置する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に書面または電子メールにより通知する。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土・日曜日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、当課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土・日曜日を除く営業日）に、当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

8 契約の締結

書類審査で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行った後、正式な経費見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続を行う。

9 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 支払条件

精算払とする。

11 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査目的以外に利用することはない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用した場合でも、両者で協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

12 問い合わせ先

滋賀県 総合企画部 統計課 人口社会統計係（担当：海老澤）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3399、FAX：077-528-4835、E-mail：cv0003@pref.shiga.lg.jp